

議案第165号

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年3月18日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号に次のように加える。

オ ダイバーシティに関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

行政組織を改編し、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （分掌事務）</p> <p>第3条 市長公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）市長公室</p> <p>ア エ（略）</p> <p>オ <u>ダイバーシティに関すること。</u></p> <p>（2）（12）（略）</p> <p>第4条（以下略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （分掌事務）</p> <p>第3条 市長公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）市長公室</p> <p>ア エ（略）</p> <p>（2）（12）（略）</p> <p>第4条（以下略）</p>